OKINAWA GENERAL CONTRACTORS ASSOCIATION

沖建協会報

No.625

令和4年 6月号

今月号の主な内容

- 第 73 回通常総会を開催
- 令和 4 年度表彰式を実施
- 第 1 回役員会を開催

http://www.okikenkyo.or.jp/

目　次

<NEWS>

第1回役員会を開催…… 1
第 73 回通常総会を開催…… 2
令和4年度表彰式を実施　全建協会表彰、
　建設業福祉共済団表彰、沖建協表彰…… 4
写真特集『建設交流会』…… 6
建設産業合同企業説明会開催に向け説明会…… 7
県が経済団体に新規学卒者の雇用確保で要請…… 7
1級建築施工管理検定に向けて実力テスト…… 8
支部活動報告…… 8
　南部、那覇、北部支部が CPDS 講習会を開催
　八重山支部が県にアクセス道路早期開通など要望
　宮古支部が会員企業の優先活用を要請

<コラム>

復帰 50 周年の公共投資の推移…… 10

<メッセージボード>

危険有害な作業を行う事業者に対する
　保護措置の義務付けについて…… 12
「歩切り」の根絶による予定価格の
　適正な設定についてのリーフレットの送付について…… 14

<お知らせ>

建労センターをご利用ください…… 16
西日本建設業保証からのお知らせ…… 17

<建設雇用改善コーナー>

人材開発支援助成金の案内…… 18

<Message ～後輩たちへ～>…… 19

<事務局から>

協会の動き…… 20
今後の日程…… 21

<会員の異動>…… 21

〈表紙写真〉

【青年部会第13回フォトコンテスト
～島の魅力～優秀作品より】

〔造の部　最優秀賞〕

題　　名：閃光の要塞
撮 影 者：新城　元貴
撮影場所：中城バイオマス
　　発電所

第1回役員会を開催

第73回通常総会について議案を審議

令和４年度第１回の役員会が５月10日、那覇市の沖縄ハーバービューホテルで開催された。

議事に先立ち、５月15日から放送される協会のテレビCM（沖縄テレビで放送）が先行上映された。続いて津波会長は「復帰50年の中で、我々が経済の基軸を造ってきたものと自負している。国の公共投資は６兆円規模で推移しているが、沖縄県の公共投資は３０００億円を切る状況となっている。そこで来月からは建設業が沖縄の経済活動にどれだけ貢献しているかを含めた要請活動を積極的に推進していく。県民に対して、安全・安心な生活を支える産業としてのＰＲをしていきたい」と挨拶した。

議事では、５月20日に開催される第73回通常総会について、「令和３年度事業報告、決算報告」、「令和４年度事業計画（案）並びに同予算書（案）」「役員改選」の各議案を審議した。

このうち、令和４年度の事業計画案では復帰50年を迎えて沖縄経済の成長に果たした建設業の役割は大きいとする一方で「公共事業予算の拡大確保と県内企業の受注機会確保に向けた事業活動をしていく必要がある」と指摘。①公共事業予算の拡大確保と社会資本整備の充実、受注拡大に向けた取り組み②建設業の生産性向上並びに経営改善への対応③入札・契約制度等の適正化に向けた取り組み―など16項目に取り組んでいくとした。

議事の審議終了後、新里英正副会長は閉会の挨拶で「例年、県土木建築部と行っている意見交換で施工監理の対応が課題として挙げられてきた。課題解決に向けて土建部では今年３月から相談窓口を試行で開設している。現場で発生する諸課題の改善に向けて、課題に感じていることがあれば窓口に相談をしてもらいたい」と呼びかけた。

議事に先立ちテレビCMが上映された

挨拶する津波会長

閉会の挨拶をする新里副会長

○議事

１．会員資格継承について

【那覇支部】㈱大米建設（代表取締役・国吉修）

【浦添・西原支部】福山建設㈱（代表取締役・福山弘隆）

２．退会届について

【中部支部】崎原土建㈱（代表取締役・吉味正男）

３．第73回通常総会について

１）令和３年度事業報告、決算報告

２）令和４年度事業計画（案）並びに同予算書（案）

３）役員の改選について

○その他事項

１．総務委員会報告（令和４年度表彰について）

第73回通常総会を開催

津波会長ら執行部の再任を決定

22年度事業計画案などを承認した

沖建協の第73回通常総会が5月20日、那覇市の沖縄ハーバービューホテルで開催された。総会では、任期満了に伴う役員改選で理事45人・監事3人を選任し、臨時理事会で津波会長はじめ、新里英正副会長、仲本豊副会長、呉屋明副会長、源河忠雄専務理事の再任を決定した。2期目となる津波達也会長は「公共事業予算が減少してきていることが問題なので、予算の拡大確保に向けて要請活動に取り組みたい」と強調。また建設業へのDX（デジタルトランスフォーメーション）については「様々な形で推進し、働き方改革や生産性向上につなげ、将来の担い手となる若者が建設業界に入りたいと、魅力を感じてもらえるような産業にしなければならない」と積極的に導入する考えを示した。

総会では、役員改選のほか、令和4年度事業計画案及び予算案、令和3年度事業報告並びに決算について審議され、原案通り承認された。令和4年度事業計画案では、「今年が沖縄の本土復帰50年を迎え沖縄経済の成長に建設業の果たした役割は大きく、インフラ整備があって現在の社会・経済基盤並びに観光が確立された」と指摘。「今後は、社会資本整備のみならず、『防災・減災』を含め県民の安全・安心を支える社会的重要な役割を担っており、それらの役割を果たすためにも、建設企業の経営の安定を図り、地域経済・雇用を支えることが不可欠であることを強く要請し、県内経済の柱となる公共事業予算の拡大確保と県内企業の受注機会確保に向けて事業活動していく必要がある」と強調した。

2期目の会長就任が決まった津波会長

令和4年度の主な事業としては、①公共事業予算の拡大確保と社会資本整備の充実、受注拡大に向けた取り組み②建設業の生産性向上並びに経営改善への対応③入札・契約制度等の適正化に向けた取り組み④「働き方改革」に伴う労働環境の改善、労働災害防止対策の推進⑤建設業の担い手確保・育成対策の推進など16項目を掲げた。

公共事業予算の拡大確保については、積極的な要請活動等を展開する方針を示した。受注拡大に向けては、公共大型プロジェクトにおける受注機会確保や、民間大型工事の受注、県内における米軍工事受注などの取り組みを進めていくことを掲げた。また、DXの活用により、業務におけるリモート化など、ビジネス形態を根本的に見直し、デジタル化を推進するとともに、IT、IOT、BIM／CIMの活用で生産性向上につなげていくとし、協会として支援していく方針を示した。

総会終了後には、各支部支部長への委嘱状交付も行われた。

※役員改選の結果は次の通り（敬称略）
▽会長＝津波達也
▽副会長＝新里英正、仲本豊、呉屋明
▽専務理事＝源河忠雄
▽理事＝真栄里嘉孝、仲程俊郎（北部支部長）、新里勝則、宮里三男、仲程忠、仲泊栄次、上原惠子、津波克守（中部支部長）、石川裕憲、金城進、島袋利貞、手登根明、翁長淳、名嘉太助（浦添・西原支部長）、内間司、大嶺健一郎、喜名景秀、與那嶺泰輔、長山宏（那覇支部長）、伊志嶺匡、平良修一、黒島一洋、比嘉正敏、武富和裕、呉屋守孝、玉城俊夫、下地辰倫、徳元猛（南部支部長）、照屋正人、赤嶺武信、本部憲治、上原進、平良正樹（宮古支部長）、友利勝人、新里勝利、米盛博明（八重山支部長）、丸尾剛、平良聡、大石根史、古波蔵太志
▽監事＝仲西聰、大城壮司、城間貞

開会の挨拶をする新里副会長

閉会の挨拶を述べる呉屋副会長

津波会長、新里副会長、仲本副会長、呉屋副会長、源河専務理事（左から）

支部長への委嘱状交付も併せて行われた

令和4年度

全国建設業協会表彰
建設業福祉共済団表彰及び沖建協表彰

一般社団法人　全国建設業協会表彰

■表彰規定第2条4号（会社役員表彰）

玉城　徹也　㈱國場組　代表取締役社長
本田　雅則　㈱大米建設　取締役副会長

■表彰規定第4条3号（会社表彰）

㈲金城建設
㈱吉田組
㈱タダシ建設
大畑建設㈱
㈲長浜建設
㈱新友建設

■表彰規定第5条（優良従業員表彰）

大宜見　朝和（㈱仲本工業）
原國　政賢（㈱東恩納組）
仲宗根　岩夫（㈲富島建設）
玉那覇　章（光南建設㈱）
赤嶺　朝正（㈱大城組）
大城　寿也（國幸興發㈱）
島袋　聡史（㈱丸元建設）
加島　利紀（㈱福地組）
上田　喜克（共和産業㈱）
與那覇　功（金秀建設㈱）
花城　朝進（㈱鏡原組）
池間　康夫（㈱大米建設）
小橋川　忠治（㈲栄開発）

公益財団法人　建設業福祉共済団表彰

■個人の部

津波　達也(沖建協会長)
内間　司(沖建協本部理事)
伊志嶺　匡(沖建協本部理事)
大嶺　通邦(沖建協本部理事)
新里　勝利(沖建協本部理事)
仲程　俊郎(沖建協本部理事)

■一般社団法人　沖縄県建設業協会表彰

城間　常二　㈱沖永開発　取締役企画部長
栗国　宏治　座波建設㈱　常務取締役
比嘉　忍　㈱大成ホーム　専務取締役
名嘉　康悟　㈱屋部土建　代表取締役副社長
大浦　貞治　(資)共和測建　代表社員
福里　哲也　㈱三和建設　代表取締役
根間　久雄　㈲南雄建設　代表取締役

■表彰規定第3条3号(会社表彰)

㈱南成建設
㈱沖栄建設
㈱協亜建設
㈲明生建設
東洋コンクリート㈱
㈲明城建設
㈲山城建設
太平建設㈱

■表彰規定第4条(優良従業員表彰)

座安賢二(㈱沖電工)、大城重宏(㈱沖電工)、池間貴子(共和産業㈱)、山里直明 (共和産業㈱)、神里敏朗 (先嶋建設㈱)、川満喜和登(先嶋建設㈱)、金城勝(㈱第一三興建設)、西銘靖二(㈱第一三興建設)、上原聡(㈱大寛組)、名幸志浩(㈱大米建設)、糸洲覚(大晋建設㈱)、當間直輝(大晋建設㈱)、喜瀬乗秋(㈱高橋土建)、仲村敏(㈱丸元建設)、具志剛(琉球開発㈱)、當山佳伸(㈱大城組)、仲原敏(㈱大城組)、安里辰己(㈱沖永開発)、亀谷英夫 (金秀鉄工㈱)、金城清 (金秀鉄工㈱)、大城泰邦(㈱大成ホーム)、平子雅人(㈱大成ホーム)、津波古真也(光南建設㈱)、古謝淳(㈱仲本工業)、玉城俊弥(㈱仲本工業)、大工廻実(㈱福地組)、神谷政也(㈱屋部土建)

写真特集

会員交流会（建設懇親会）写真特集

コロナ禍で開催が延期されてきた総会後の建設懇親会が今回、会員交流会として３年振りに開催され、会員らが懇親を深めた

津波達也会長、新里英正副会長、仲本豊副会長、呉屋明副会長、源河忠雄専務理事と屋部土建・米須勇技術部長（右から3人目）ら

津波会長を中心に津波克守中部支部長（右から３人目）はじめ各支部長と大石根史青年部会長（左端）

那覇支部の長山宏支部長ら

徳元猛新支部長（左から2人目）と南部支部の皆さん

名嘉太助支部長（右から3人目）はじめ浦添・西原支部の皆さん

北部支部の仲程俊郎支部長（中央）ら

宮古支部の平良正樹支部長（前列左から3人目）と支部の皆さん

八重山支部の米盛博明支部長（左から2人目）と支部の皆さん

建設産業合同企業説明会の開催に向け説明会

「建設産業合同企業説明会２０２２」の事前説明会が４月27日、浦添市の建設労働者研修福祉センターで実施された。

同説明会は来年３月卒業の高校生や大学生・専門学生らを対象に、建設産業への入職促進図ることを目的に開催しているもの。７回目の開催となる今回の説明会は、６月９日に宜野湾市の沖縄コンベンションセンター展示棟で10時から15時半の日程で開催される。説明会には建設関連企業65社。建設関連の専門学校３校が参加予定となっている。

説明会は午前に沖建協会員で参加予定の企業、午後に（一社）沖縄県建設産業団体連合会の参加予定の団体・企業、それぞれの担当者が参加した。

沖建協の久高唯和総務部長が「合同企業説明会を通して、ミスマッチを解消し、離職を防ぐことにもつながると考えている」と挨拶。続いて、沖縄労働局職業安定課の上里貴之地方職業指導官が「合同企業説明会における留意点等について　新規学校卒業者を採用する際の労働関係法令の遵守」を説明したほか、高校生と大学生の求職活動スケジュールも示され、それぞれ日程が異なることなども報告された。

出展予定の会員企業に説明した

県が経済団体に新規学卒者の雇用確保で要請

沖縄県と県教育委員会、沖縄総合事務局、沖縄労働局は5月16日、（一社）沖縄県経営者協会（金城克也会長）や（一社）沖縄県建設産業団体連合会（津波達也会長）など9団体に対して新規学卒者の採用枠の確保や学卒求人票の早期提出などを要請した。

要請で玉城デニー知事は「生徒・学生のキャリア形成には卒業時の就職が重要。新規学卒者の採用枠の確保を会員企業に対して働きかけていただきたい」と述べ、経営者協会の金城会長に要請書を手渡した。金城会長は「要請内容はしっかりと会員企業に呼びかけていく。若い皆さんの発想力が大変貴重で、その可能性と能力を発揮し、県経済をけん引していく人材として大いに活躍していただきたい。引き続き働き方改革を推進し、魅力ある職場環境を整備していく」などと答えた。

要請後の意見交換会で津波達也建産連会長は「求人票の早期提出については、各企業への呼びかけにより改善してきている」と現状を報告。また、建産連が独自で開催している建設産業合同企業説明会などの人材確保・育成の取り組みを説明。また離島圏域の工業高校に建築学科がないことも指摘し「建築学科の新設をお願いしたい。今後も若い人たちに興味や希望を持てるような体制づくりに取り組んでいく」と述べた。

玉城知事（左）が金城会長に要請書を手渡した

1次試験に向けて実力テスト実施

令和４年度１級建築施工管理技術検定試験（１次）実力確認テストが５月12日に浦添市の建労センター、同19日に沖縄市の中部建設会館で実施された。

６月12日に開催される１級建築施工管理技術検定の一次試験に向けたもの。建労センターで行われたテストに先立ち、沖建協の呉屋秀裕総務部係長は「協会では資格取得支援として、受験対策講習会や実力確認テストを行っている。実力テストを通して得意・不得意を確認して合格に向けて頑張ってほしい」と挨拶した。

テストでは、質問数や回答のマークシートなど、実際の試験に近い内容で行われ、規定時間で回答したあとは、担当者によるポイント解説も行われた。建労センターには10人、中部建設会館では7人が参加して、6月の試験に備えた。

実力テストに臨む参加者

中部地区では7人が参加した

支部活動報告

■南部、那覇、北部支部がCPDS講習会を開催

那覇支部、南部支部、北部支部は５月17日から19日にかけて、CPDS・Webセミナー「工事成績評点を上げるための施工計画留意点」を開催。講師を合同会社クロソイドの戸所俊雄顧問が務めた。

セミナーでは①現場代理人の業務②公共工事の仕組③施工計画書の重要性④地方整備局『土木工事書類作成マニュアル（案）に基づく施工計画書の説明⑤工事成績評定点アップのための施工計画書マネジメントの５項目について解説。

このうち③施工計画書の重要性では、施工計画書を作成する目的などを説明したほか、工事成績評定で高得点を得るためのポイントも解説された。

セミナーは6時間半でCPDSユニットは7ユニット。那覇支部は17日に開催し35人、南部支部は18日に開催し36人、北部支部は19日に開催し38人が受講した。

那覇支部は35人が受講した

南部支部からは36人が受講

北部支部会員の受講の様子

支部活動報告

■八重山支部が県にアクセス道路早期開通など要望

八重山支部の米盛博明支部長、平良聡副支部長、大城厚子事務局長は5月20日、県土木建築部を訪ね、新空港アクセス道路（一般県道石垣空港線）の早期全面開通や資材の価格高騰に伴う対応、圏域投資予算の拡大・確保などを要請した。

米盛支部長は石垣空港線の全面開通予定はこれまで4度も延長され、開通の目途が立っていないと指摘した上で「限られた財政状況ではあると思うが、八重山郡民のために一日も早い供用開始をお願いしたい」と予算確保と工事発注を要望した。

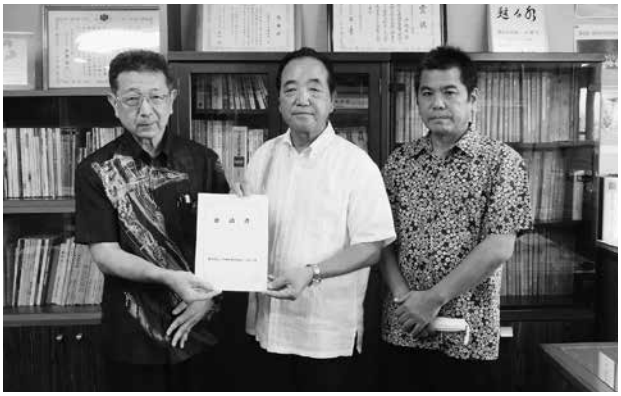

金城土木企画統括監（左）に要請書を手渡す米盛支部長（中央）と平良副支部長

また工事資材の価格高騰への対応も要請。生コンをはじめ鉄骨、鉄筋が八重山地区でも値上がりしているとし、請負契約後に大きな価格変動がある場合、実勢価格に応じた変更を求めた。

対応した金城学土木企画統括監は「石垣空港線は重点的に整備していくことで認識は共有している。今後も早期供用できるよう予算確保に努める。資材の価格高騰への対応については、建設工事請負契約約款のスライド条項に基づき適切に対応する」と答えた。米盛支部長らは同日、県農林水産部に対しても、農林水産にかかる工事件数や予算の拡大・確保などの要請も行った。

■宮古支部が会員企業の優先活用を要請

宮古支部の平良正樹支部長、友利勝人副支部長、新里勝利副支部長らは5月20日、県土木建築部を訪ね、宮古圏域での事業予算の拡大確保と同部発注工事での会員優先活用を求める要請を行った。平良支部長は「2年余りに及ぶコロナウイルス感染症拡大により宮古圏域の地域経済及び建設産業は厳しい状況が続いている。その中で2022年度公共事業関係発注予算の大幅な削減は、建設産業に衝撃を与えている」と指摘。地域の建設産業が健全で安定した経営を行うためには、安定的・継続的な公共事業量確保が必要と訴えた。要請内容は、①沖縄県建設業協会宮古支部会員の優先活用②県営公園の早期着工実現③電線共同溝事業の範囲拡大―の3項目。

内間建築都市統括監（右から2人目）と平良支部長（同3人目）ら

要請に対応した土木建築部の内間玄建築都市統括監は「これまで同様に宮古地区については地元企業への優先発注となるよう取り組んでいきたい。特A対象工事については全県対象となってしまうが、ＪＶ構成員として地元企業が参加できるようにしていきたい」と回答。また、県営公園の早期着工に関しては、用地取得の継続とＰＡＲＫ―ＰＦＩの検討を進めていると説明。電線共同溝事業は、引き続き無電柱化の事業を進める方針を示した。

コラム

復帰50周年の公共投資の推移

過去10年間は公共事業関係費の割合が大きく減少

●復帰50年の公共事業関係費は約10兆円規模

1972（昭和47）年5月15日の沖縄復帰から今年、50年を迎えた。沖建協では復帰の1972年から今年、2022（令和４）年度までの沖縄振興開発予算及び振興予算と、各年度ごとの公共事業関係費の推移をまとめた（右ページ参照）。

本土復帰となった1972年度の予算は760億円。うち公共事業関係費は290億円だった。その後、予算と公共事業関係費は増額が続き、1976（昭和51）年度には1000億円を突破。1978（昭和53）年度には公共事業関係費が1354億円と1000億円台を超えた。1980（昭和55）年度には予算が2000億円を超えている。公共事業関係費が2000億円を超えたのは1988（昭和63）年度。

予算が3000億円を初めて超えたのは1995（平成７）年度で2003（平成15）年度まで続き、一度2000億円台になり、2013（平成25）年度から2021（令和３）年度まで3000億円台が続き、今年度は2684億円となった。最も多かったのは2014（平成26）年度の3501億円だった。今年度までの予算の累計総額は12兆8539億円となっている。

公共事業関係費が3000億円を超えたことはまだなく、最も多かったのは2001（平成13）年度の2939億円。今年度までの累計総額で10兆24億円が投じられてきたことになる。

沖縄振興開発予算及び振興予算の累計総額に対する、公共事業関係費の累計総額の割合は77.8％を占めており、過去50年の予算の大部分が公共投資に割り振られてきたことが伺える。

●予算に占める公共事業関係費の割合87％から58％まで減少

沖縄振興開発予算及び振興予算に占める公共事業関係費の推移を見ると、2009（平成21）年度までは概ね80％を超えていたが、2010（平成22）年度に76.9％と８割を切ると、翌年の2011（平成23）年度には62.8％と6割台まで低下。一括交付金が導入された2012（平成24）年度からは漸減が続いた。沖縄振興予算は2013年度から3000億円台が続いたが、全体に占める公共事業関係費は減少傾向となり、今年度は予算額が3000億円台から2684億円、公共事業関係費（ハード交付金を含む）は1579億円と、全体の58.8％まで落ち込んでいる。

前回までのコラムでは、沖縄振興予算及び公共事業関係（ハード交付金含む）の減少について指摘したが、予算に占める割合は大きく減っており、その回復も喫緊の課題と言える。本土復帰50周年を迎えるなか、沖縄県のインフラ整備は大きな進展を見せた。その原動力として予算の8割近い公共事業関係費があったとも言える。その比率が大きく下がっていることは「予算が増えても、公共事業関係費は据え置かれる」状況にもつながりかねない。

1945年の終戦から米軍統治下時代を経て、1972年の本土復帰と沖縄県のインフラは、本土と異なる時系列で整備が進められ、県民生活は大きく改善された。改善された成果を見れば「一定の整備が済んだ」という見方も出来るが、今後はその維持をどうしていくかも課題と言える。

コロナ禍に見舞われる直前の2018（平成30）年度、沖縄県は入域観光客数が1000万人を超えた。多くの観光客がモノレールを利用し、街中や観光地は賑わい、レンタカーによる渋滞も各地で発生していた。あの状況を沖縄の観光資源の潜在力と見るなら、インフラはまだ十分ではない部分が多々あり、加えて、これまでに整備されてきたインフラの維持管理も必要である。さらに、防災・減災に向けたインフラ整備、災害に強い県土の強じん化への推進などの視点をもって今後、公共事業関係費の増額を訴えていく必要がある。（文責・㈱沖縄建設新聞　宜保直也編集部長）

沖縄振興予算の推移

（単位：億円）

年度		予算額	公共事業関係費	構成比
令和4	2022	2,684	**1,579**	58.8%
令和3	2021	3,010	**1,817**	60.4%
令和2	2020	3,010	**1,830**	60.8%
令和元	2019	3,010	**1,872**	62.2%
平成30	2018	3,010	**1,919**	63.8%
平成29	2017	3,150	**2,004**	63.6%
平成28	2016	3,350	**2,135**	63.7%
平成27	2015	3,339	**2,139**	64.1%
平成26	2014	3,501	**2,355**	67.3%
平成25	2013	3,001	**1,952**	65.0%
平成24	2012	2,937	**1,831**	62.3%
平成23	2011	2,301	**1,446**	62.8%
平成22	2010	2,298	**1,767**	76.9%
平成21	2009	2,447	**1,969**	80.5%
平成20	2008	2,551	**2,060**	80.8%
平成19	2007	2,642	**2,128**	80.5%
平成18	2006	2,720	**2,212**	81.3%
平成17	2005	2,833	**2,317**	81.8%
平成16	2004	2,934	**2,413**	82.2%
平成15	2003	3,072	**2,510**	81.7%
平成14	2002	3,186	**2,621**	82.3%
平成13	2001	3,489	**2,939**	84.2%
平成12	2000	3,431	**2,935**	85.5%
平成11	1999	3,282	**2,870**	87.4%
平成10	1998	3,156	**2,752**	87.2%
平成9	1997	3,332	**2,918**	87.6%
平成8	1996	3,275	**2,865**	87.5%
平成7	1995	3,141	**2,737**	87.1%
平成6	1994	2,981	**2,589**	86.9%
平成5	1993	2,871	**2,482**	86.5%
平成4	1992	2,740	**2,359**	86.1%
平成3	1991	2,620	**2,251**	85.9%
平成2	1990	2,499	**2,137**	85.5%
平成元	1989	2,477	**2,121**	85.6%
昭和63	1988	2,428	**2,071**	85.3%
昭和62	1987	2,103	**1,755**	83.5%
昭和61	1986	2,128	**1,781**	83.7%
昭和60	1985	2,143	**1,798**	83.9%
昭和59	1984	2,163	**1,820**	84.1%
昭和58	1983	2,164	**1,824**	84.3%
昭和57	1982	2,146	**1,789**	83.4%
昭和56	1981	2,173	**1,744**	80.3%
昭和55	1980	2,127	**1,698**	79.8%
昭和54	1979	1,930	**1,669**	86.5%
昭和53	1978	1,573	**1,354**	86.1%
昭和52	1977	1,167	**996**	85.3%
昭和51	1976	1,014	**799**	78.8%
昭和50	1975	833	**650**	78.0%
昭和49	1974	762	**628**	82.4%
昭和48	1973	645	**527**	81.7%
昭和47	1972	760	**290**	38.2%
計		116,825	**92,926**	79.5%
H24～R3avg.		965	**749**	75.8%
S48～H23年avg.		2,745	**2,199**	80.4%

※1972（昭和47）年度～2000（平成12）年度までは沖縄開発庁予算。2001（平成13）年度から内閣府沖縄振興局予算として計上。

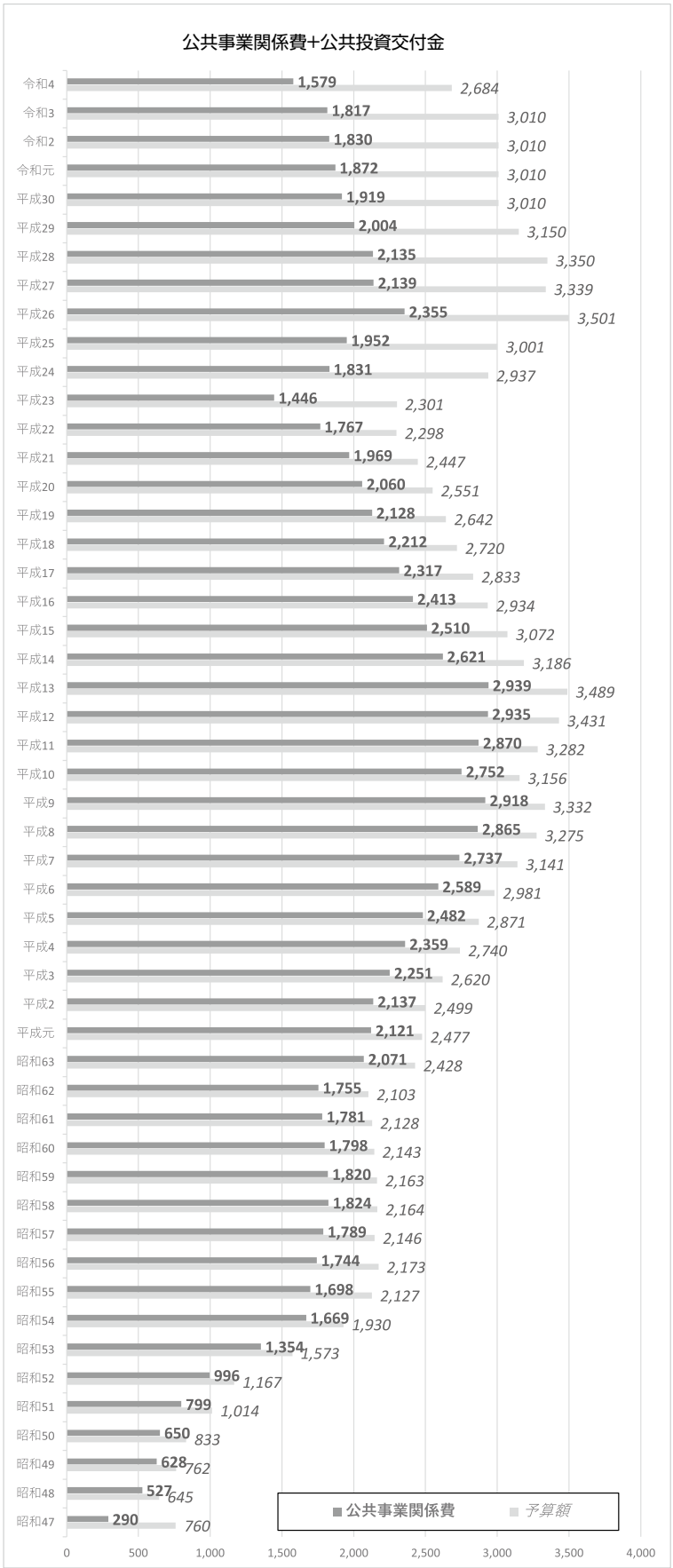

メッセージボード

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年４月１日から 危険有害な作業※を行う事業者は 以下の１、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

１ 作業を請け負わせる一人親方等
２ 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

・労働安全衛生規則　・有機溶剤中毒予防規則　・鉛中毒予防規則　・四アルキル鉛中毒予防規則　・特定化学物質障害予防規則、
・高気圧作業安全衛生規則　・電離放射線障害防止規則　・酸素欠乏症等防止規則　・粉じん障害防止規則　・石綿障害予防規則
・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行う**こと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知する**こと
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知する**こと

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知する**こと
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とする**こと
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させる**こと
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示する**こと

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　**都道府県労働局・労働基準監督署**　2022年４月作成

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。
三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。

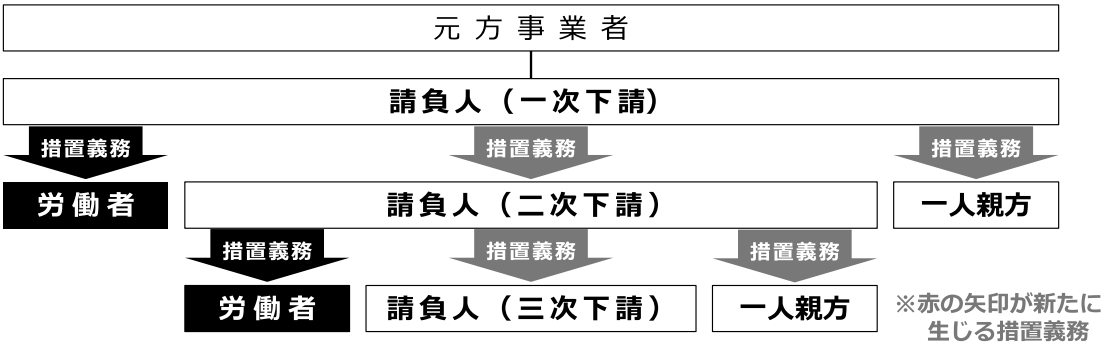

作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第１項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。
今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。
何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。
また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。
労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

事務連絡
令和4年5月11日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「歩切り」の根絶による予定価格の適正な設定についてのリーフレットの送付について

公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るには、適正な金額で契約を締結することが重要であり、そのためには、予定価格が適正に設定される必要があります。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）では、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられているところです。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年3月9日閣議決定）では、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が、公共工事品質確保法第7条第1項第1号に違反することを明確にしております。

今般、「歩切り」の違法性及び定義等について、次のとおりリーフレット（一部抜粋掲載）にとりまとめ、各公共発注者（各都道府県入札契約担当部局長、各指定都市入札契約担当部局長、各府省庁主管担当課長、独立行政法人、特殊法人等所管担当課長）に対して、改めて周知を行いましたので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、必要に応じて周知をお願いいたします。

リーフレットより抜粋

公共工事の発注者の皆様へ

「歩切り」の根絶による予定価格の適正な設定について

ご存知ですか?「歩切り」は違法です

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）第7条第1項第1号により、いわゆる「歩切り」による予定価格の切下げは法律違反であることが明確化されています。
(※)「歩切り」の定義及び違法性については右図を参照

「歩切り」を根絶すべき、これだけの理由

品確法では、インフラの将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、公共発注者の責務が定められており、その中において発注者は適切な積算により予定価格を適正に設定すべきこととされています。

「歩切り」が行われると、予定価格が不当に引き下げられることにより、

- ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと
- 担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できず、技能労働者へ賃金が行きわたらないおそれがあること
- 下請業者や現場の職人へのしわ寄せ（法定福利費のカット等）を招くこと
- 適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注することで、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねることなどが懸念され、インフラのメンテナンスや災害対応等の地域の維持に支障が出るおそれがあります。

また、予定価格が実勢価格と乖離することとなり、入札不調の発生につながるおそれや、公共工事の円滑な施工が確保できなくなるおそれもあります。

発注者は「歩切り」の根絶を!

「歩切り」には、以上のように多くの問題点があります。発注者は、「歩切り」の問題点と品確法の趣旨を十分理解し、将来にわたる品質や担い手の確保の観点を踏まえることなく「ただ安ければよい」としてきた意識や慣例を改めて、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定に取り組んでいかなければなりません。

また、見積り等を参考にして価格を設定する場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して市場実態や妥当性を確認することなく発注者が独自にいわゆる乗率等を設定する運用についても、公平性・透明性を損なうおそれが高く、

ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあります。
資材等の実勢価格を適切に反映した積算の徹底、歩切りの根絶の徹底とあわせ、こうした運用についても厳に行わないよう、改めて徹底してください。

「歩切り」とは?

「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」(※)であり、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことです。

(※) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2-4-(1)

例えば下記のような場合は通常は「歩切り」に該当しますので、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直した上で、その運用を是正することが必要です。

①慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
②自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
③一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
④追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
⑤予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定
事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性・公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまるときには、やむを得ない場合もあると考えられます。

「歩切り」の違法性について

品確法第7条第1項第1号において、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」こととされています。

このため、予定価格を設定する際に適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為である「歩切り」は、予定価格を適正に定めているとは言えないことから、品確法に違反することとなります。

また、「歩切り」を行って設定した予定価格による入札手続における辞退者に対してペナルティを課すことなどにより、「歩切り」を行って設定した予定価格の範囲内での入札を実質的に強いるようなことは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 19 条の3に違反するおそれがあります。この場合、特に必要があると認めるときは、許可行政庁は当該発注者に対して必要な勧告をすることができることとされています(※)。

(※) 建設業法第 19 条の6及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(R3.7 国土交通省不動産・建設経済局建設業課)

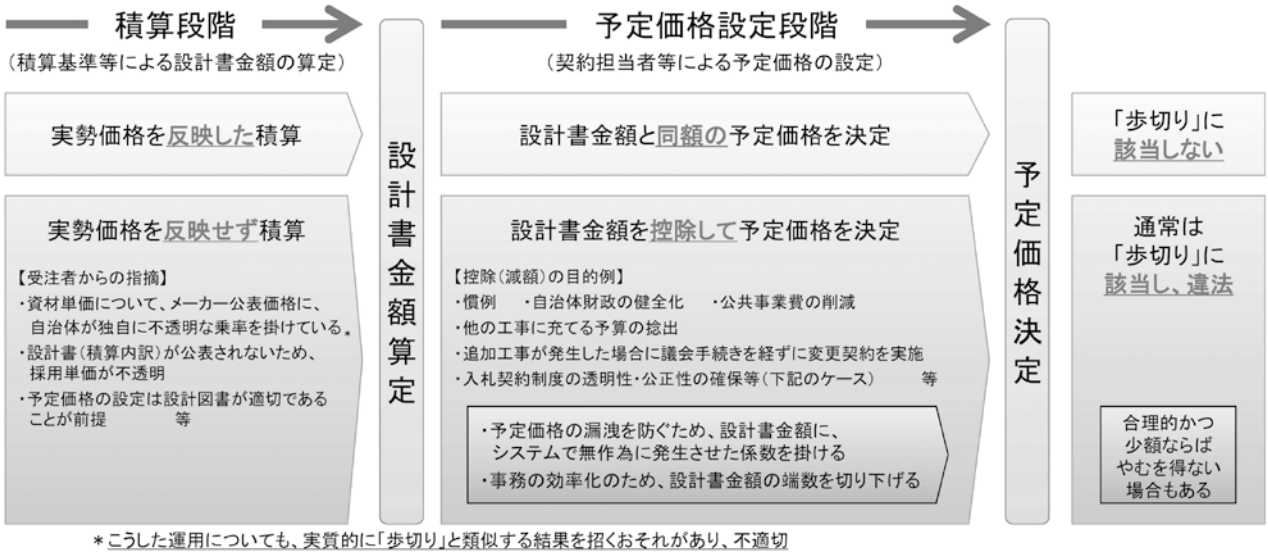

＊こうした運用についても、実質的に「歩切り」と類似する結果を招くおそれがあり、不適切

お知らせ

建労センターを ご利用ください

会議や研修会、セミナー、試験、面接、安全大会にご利用いただけます

様々なニーズに対応できるお部屋をご用意しています

大研修室(3階)

収容人数 80名(2名掛け最大)※

室　　料 14,300円(税込)～

第1・第2研修室(2階)

収容人数 40名(2名掛け最大)※

室　　料 8,800円(税込)～

特別会議室(1階)

収容人数 8名(テーブル固定)※

室　　料 4,400円(税込)～

注意1)料金は税込になります。冷暖房を使用する際には別途、冷暖房利用料金が発生いたします。
注意2)付帯設備をご利用の場合は、「室料」「冷暖房利用料金」とは別に、付帯設備利用料金が発生いたします。
※感染症拡大防止のため、現在は定員を半数に制限しております。

建労センターの特徴

- 低価格な料金設定
- 多目的な利用が可能
- 土日祝日の利用も可能
- ネット環境充実(有線・無線) ※有料
- 各種設備(マイク、プロジェクターなど)貸出可能
- レストラン併設(土日祝日は要相談)

センターの施設概要、利用上の注意事項、利用料金などはコチラからご確認いただけます

名　称　沖縄建設労働者研修福祉センター
略　称　建労センター
所在地　〒901-2131　沖縄県浦添市牧港5-6-7 建設会館隣
連絡先　TEL　098-876-6167
　　FAX　098-870-4565

施設利用可能時間　9:00～21:00
予約受付時間　8:30～17:00(土日祝日・年末年始除く)

お問い合わせいただく前に利用上の注意事項、利用料金、申込書などを下記よりご確認ください

http://www.okikenkyo.or.jp/kenrosenta/kennsenta_top.htm

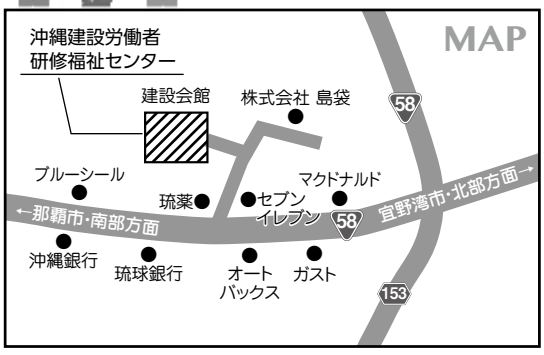

お知らせ

沖縄県内の公共工事動向（令和4年4月分）

西日本建設業保証（株）沖縄支店

▼ 概況

（単位：件、百万円、%）

	当月		前年同月比		累計		前年同期比	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	31	1,606	106.9	22.2	－	－	－	－
独立行政法人等	2	3,031	28.6	112.8	－	－	－	－
沖縄県	49	5,069	75.4	85.9	－	－	－	－
市町村	52	3,533	77.6	43.5	－	－	－	－
その他	12	3,352	75.0	76.1	－	－	－	－
令和４年度	146	16,593	79.3	58.5	－	－	－	－
令和３年度	184	28,352	109.5	121.3	－	－	－	－
令和２年度	168	23,377	96.6	137.2	－	－	－	－
令和元年度	174	17,044	110.8	75.7	－	－	－	－
平成３０年度	157	22,513	99.4	126.3	－	－	－	－

▼ 月別請負金額、単月・累計前年対比の推移

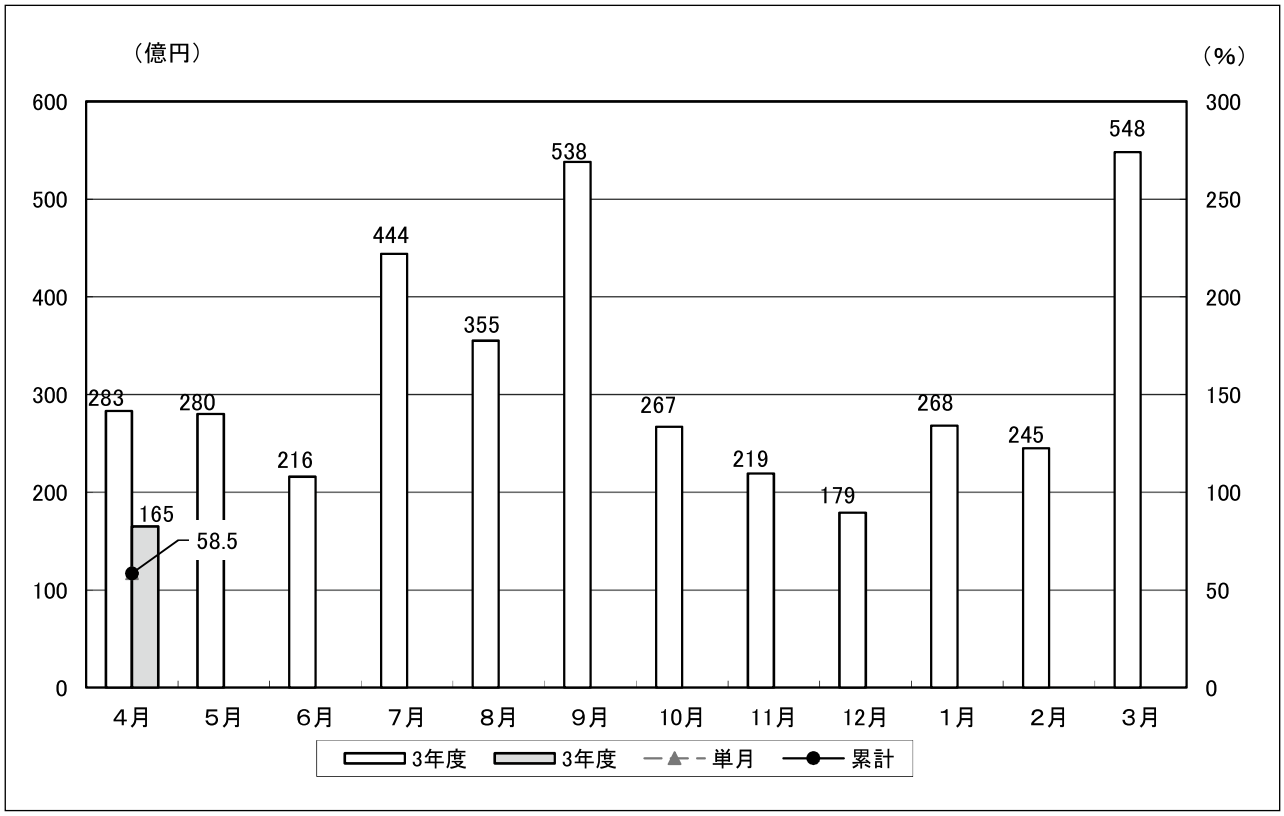

人材開発支援助成金の案内

建設雇用改善コーナー

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。企業の人材育成と労働者の職業能力開発のために、ぜひ、ご活用ください。

～申請の前に～

事業主は、職業能力開発促進法第8条において、その雇用する労働者の多様な職業能力開発の機会の確保について配慮するものとする、とされています。職業能力開発促進法では、それら労働者に関する職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われるよう、**「職業能力開発推進者」**の選任と**「事業内職業能力開発計画」**の策定を、事業主の努力義務としています。

人材開発支援助成金では、従業員の計画的な職業能力開発に取り組む事業主等を支援するため、この「職業能力開発推進者」の選任と「事業内職業能力開発計画」の策定をしている事業主等を対象としていますので、訓練実施計画届の提出までに選任・策定を行っていることが必要です。

※選任・策定後の内容の変更に係る届出等は不要です。

人材開発支援助成金

特定訓練コース ･･･ 若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資する訓練など、効果が高い 10 時間以上の特定の訓練や、「OJT」と「OFF-JT」を組み合わせた訓練を行った場合に支給される助成コースです。各コースの詳しい要件等は下記・お問い合わせ先にご確認ください。

①労働生産性向上訓練
②若年人材育成訓練
③熟練技能育成・承継訓練
④グローバル人材育成訓練

OFF-JT
(OFF the Job Training)により行われる訓練

事業活動と切り離して座学などにより行う訓練で、**事業内訓練または事業外訓練**で計画する必要があります。

⑤特定分野認定実習併用職業訓練
⑥認定実習併用職業訓練

雇用型訓練
OJT と OFF-JT を効果的に組み合わせて実施する訓練

実習併用職業訓練として**厚生労働大臣の認定**を事前に受けておく必要があります。

一般訓練コース ･･･ 職務に関連した知識・技能を習得させるための 20 時間以上の OFF-JT 訓練を行った場合(特定訓練コースに該当するもの意外)に支給される助成コースです。

お問い合わせ先
沖縄労働局職業安定部
職業対策課
助成金センター
TEL：098-868-1606
FAX：098-868-1612

支給対象となる訓練		経費助成		賃金助成(1人1時間当たり)		OJT実施助成(1人1時間当たり)	
			生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	OFF-JT	45%(30%)	60%(45%)	760円(380円)	960円(480円)	―	―
	OJT	―	―	―	―	665円(380円)	840円(480円)
一般訓練コース	OFF-JT	30%	45%	380円	480円	―	―

※認定実習併用職業訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野(特定分野)の場合は経費助成率が60%、生産性を満たす場合は75%となります。

〈各コースの申請期限〉

○訓練実施計画（訓練様式第1号）

→訓練開始日から起算して1カ月前までに提出するようお願いします。(厳守)

例：訓練開始日が7月1日である場合、6月1日が提出期限
訓練開始日が7月15日である場合、6月15日
訓練開始日が7月31日である場合、6月30日（6月31日がないためその前日）
訓練開始日が9月30日である場合、8月30日（前月の同日が期限）
訓練開始日が3月29日、30日、31日である場合、いずれも2月28日（閏年は2月29日）

※新たに雇い入れた被保険者のみを対象とした訓練等雇い入れ日から訓練開始日までが1カ月以内である訓練等の訓練実施計画届の提出期限については、訓練開始日から起算して原則1カ月前です。

※訓練実施計画届提出時において、提出が困難な添付書類がある場合は、その旨を申し出た上で訓練開始日の前日までに提出して下さい。

Message ～後輩たちへ～

建物が出来上がっていくことにやりがい

入社して約2年がたちます。自分は分からないことだらけですが、まわりの先輩方や職人さんに分からないことをやさしく教えてもらいながら毎日仕事してます。

建築の仕事は建物が出来上がっていくのをいちから見ることができるので、働くやりがいや楽しさになって、この仕事を選んでよかったと思ってます。是非一緒に建設業で働きましょう！

担当した現場

陽明高校校舎改築工事(2 工区)

沖縄工業高等学校出身
山内　昌蔵さん(20歳)
(株式会社大城組　建築電設部)

やまうち・まさし／南城市出身／ 2020 年 3 月沖縄工業高校建築科卒業／ 2020 年 4 月株式会社大城組入社

入職のきっかけ：昔から建物に興味があり、高校の職場見学で見学しにいってかっこいいと思い決めました。

将来の夢：どんなことでも任されるような責任感のある人になりたいです。

休日の過ごし方：ビリヤード・ドライブ

沖建協「見える化」イメージアップキャラクター
「あんぜんぼーや」を現場へつれてって!!

地域と共に、未来を築く

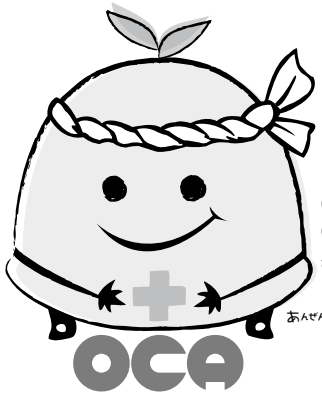

私たちは、沖縄県建設業協会会員です。

一般社団法人 沖縄県建設業協会
Okinawa General Contractors Association

建設業界のイメージアップと沖縄県建設業協会会員の「見える化」を図るため、協会のイメージアップキャラクター「あんぜんぼーや」のシールを作成しました。(A4 サイズ、A3 サイズ)

協会会員が施工する建設現場の出入り口など人目に触れる機会の多い場所に貼って、協会会員であることを示すＰＲ活動に使用してください。

追加で必要な場合は、所属支部窓口で配布します。

事務局から

2022年5月の動き

日	曜	沖建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
2	月	・沖建協「総務委員会」(建労センター) ・沖建協「予備選考委員会」(建労センター)	
6	金	・沖建協「正副会長会議」(沖建協委員会室)	
10	火	・沖建協「役員会」(ハーバービューホテル)	【中止】沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会(那覇市)
11	水		・全国土木技士会「企画運営委員会」(東京都)
12	木	・沖建協「1級建築(一次)検定試験実力確認テスト」(建労センター)	・沖縄県職業能力開発協会「理事会」(那覇市)
16	月		・沖縄労働局等「学卒求人の確保に係る要請」(那覇市)
19	木	・沖建協「1級建築(一次)検定試験実力確認テスト」(中部建設会館)	・北那覇法人会「定期総会」(那覇市)
20	金	・沖建協「表彰式、通常総会」(ハーバービューホテル)	
23	月		・土木学会西部支部沖縄会「沖縄県復帰50周年記念シンポジウム」(那覇市)
25	水		・建設業振興基金「監理技術者講習」(浦添市) ・沖縄県建設技術センター「定時理事会」(那覇市) ・沖縄高等専門学校産学連携協力会「総会」(那覇市)
26	木		・建設業振興基金「建設業経理事務士4級特別研修(一般向け)」(浦添市)
27	金		・沖縄県職業能力開発協会「通常総会」(那覇市)
30	月		・沖縄県就労支援事業者機構「通常総会」(那覇市) ・建災防沖縄県支部「役員会」(那覇市)
31	火	・沖縄県土木技士会「役員会」(建労センター)	

2022年6月の行事予定

日	曜	沖建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
1	水	・沖建協「1級土木(1次)検定受験対策講習会①/③」(建労センター)	
2	木	・沖建協「1級土木(1次)検定受験対策講習会②/③」(建労センター)	・沖縄県「沖縄県建設工事従事者安全健康確保推進会議」(那覇市)
3	金	・沖建協「1級土木(1次)検定受験対策講習会③/③」(建労センター) ・建設会館「取締役会」(建労センター)	・全国土木技士会「定時総会」(東京都) ・県産品奨励月間実行委員会「本会議」(那覇市)
6	月	・沖建協「1級土木(1次)検定試験実力確認テスト」(中部建設会館)	
7	火	・沖建協「1級土木(1次)検定試験実力確認テスト」(建労センター)	・全建「定時総会」(東京都) ・経済団体会議「本会議」(那覇市)
8	水		・建設業企業年金基金「適用入力Webシステム Web Plus＋説明会」(浦添市)
9	木	・沖建協、建産連「建設産業合同企業説明会2022」(コンベンションセンター)	
10	金		・沖縄県環境整備センター「株主総会・臨時取締役会」(那覇市) ・沖縄県職業能力開発協会「前期技能検定委員辞令交付式及び調整会議」(那覇市)
13	月	・沖建協「新入社員対象IT活用研修」～6/17(金)迄(建労センター)	・沖縄県社会保険委員会「支部総会・算定基礎届事務説明会」(浦添市) ・沖縄県職業能力開発協会「若年技能者人材育成支援等事業に係る連携会議」(那覇市)

事務局から

2022年6月の行事予定

日	曜	沖建協・建産連・土木技士会・青年部会等	その他会議・講習会等
14	火	・沖建協「役員会」(ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城) ・建設会館「株主総会」 (ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城)	・土木学会西部支部沖縄会「運営委員会」(Web)
17	金		・建災防沖縄県支部「通常総会、労働災害防止大会」 (那覇市)
20	月	・沖縄県土木技士会「表彰式・総会・DVDセミナー」 (ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城)	・沖縄不発弾等対策協議会「分科会」(那覇市)
24	金	・沖建協青年部会「創立30周年記念事業・ICT学べるフェスタ」(県総合運動公園)	
28	火		・九州建設青年会議「役員会」(大分県) ・全国建産連「通常総会」(東京都)
29	水	・建産連「役員会、通常総会」(ハーバービューホテル)	
30	木		・建退共「運営委員会、評議員会」(東京都) ・建設業福祉共済団「評議員会」(東京都) ・沖縄不発弾等対策協議会「本会議」(那覇市)

[6月号会員の異動]

代表者・所在地・組織 等

ページ	支部名	会社名	変更事項	変更前	変更後
P18	那覇	㈱大米建設	代表者	仲本　靖彦	国吉　修
P28	浦添・西原	福山建設㈱	商号 代表者 電話番号 FAX番号	福山商事㈱ 福山　一郎 098-876-1111 098-876-4094	福山建設㈱ 福山　弘隆 098-943-6671 098-943-6672

退　会

ページ	支部名	会社名	代表者名
P31	中部	崎原土建㈱	吉味　正男

沖建協会報　2022年6月号（第625号）
令和 4 年 6 月 1 日　発行
発 行 人　源河　忠雄

発 行 所　一般社団法人 沖縄県建設業協会
〒901-2131　沖縄県浦添市牧港5-6-8
TEL.098（876）−5211
FAX.098（870）−4565
編　　集　株式会社沖縄建設新聞

建退共制度のご案内

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うといういわば業界全体での退職金制度です。

Ⅰ. 退職金の予定運用利回り掛金日額の変更について

新型コロナウイルス感染症拡大に端を発する金融市場の大幅な変動等により、建設業退職金共済制度の累積余剰金が減少し、今後も厳しい状況が見込まれていることから、中小企業退職金共済法第 85 条において検討することとされている、建設業退職金共済制度の退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において検討されました。

そこで、運用利回りの見直しについては、制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、予定運用利回りを現行の 3.0％から 1.3％に引き下げることとなり、その際、制度の魅力を損なわないように掛金日額を 10 円引き上げて 320 円とすることも併せて決定されました。

Ⅱ. 公共工事における建退共制度の履行確保について

1. 電子申請方式の推進

電子申請方式は、掛金の納付状況が共済契約者及び労働者ごとに毎月正確に把握できるため、掛金の納付実態が透明化され、適正な掛金納付の推進に寄与するものであることから、電子申請方式の普及及び利用促進を図る。

2. 建退共対象労働者の的確な把握と対象労働者に対する確実な掛金充当の推進

共済契約者が建退共対象労働者数を的確に把握するため、従来実務上使用される例のあった「辞退届」に代わるものとして、機構が「建設業退職金共済制度加入労働者数報告書」の様式を定める。

3. 履行確認の強化等

(1) 受注者は、掛金収納書の提出用台紙（新設）に当該工事における共済証紙購入の考え方を記載し、発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、工事完成後、労働者延べ就業日数、建退共の掛金充当日数等を示す「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」（新設）を発注者に提示するものとする。

(3) 受注者は、工事完成後 1 年間、次の①、②及び③の資料を事務所に備え付けるものとする。資料の事務所への備え付けは、電磁的記録をもって行うことができるものとする。

①建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

②建退共の掛金充当状況を示す資料

イ　電子申請方式の場合：機構が発行する掛金充当書

ロ　証紙貼付方式の場合：工事別共済証紙受払簿（新設）並びに建退共制度に係る被共催者就労状況報告書及び建設業退職金共済証紙貼付状況報告書

③労働者の就労状況を示す資料

作業員名簿（ＣＣＵＳを活用すれば、作業員名簿は容易に作成可能）

4. 実施時期

履行確認の強化等については、令和 3 年 4 月以降に発注される公共工事から実施する。なお、工事別共済証紙受払簿（新設）については、令和 3 年度内においては、受注者の準備が整い次第実施する。

国の制度 6 つの特長

1 国の制度なので安全確実かつ簡単

2 退職金は企業間を通算して計算

3 国が掛金の一部を補助

4 掛金は損金扱い

5 経営事項審査で加点

6 電子申請で手続き可能

●お問い合わせは　〒 901-2131 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号

建退共沖縄県支部 電話 ０９８－８７６－５２１４

＼ 保証証書の電子化 ／

電子保証のご案内

令和4年5月
運用開始

Attention!!

「前払金保証」と「契約保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

対象発注者 国土交通省 ※対象は順次拡大予定

受取から提出にかかる時間の削減!! **リモートワークにも対応! 業務効率アップ!!**

電子保証とは？

書面の「保証証書」に代わり「電子証書」（保証証書に記載する内容が記録されたデータ）を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

ご利用の要件

❶ 発注者が電子保証に対応していること
❷ お客様が「e-Net保証」を利用し保証申込いただくこと

対象の保証証書

前払金保証（中間前払金を含む）及び契約保証
※契約保証予約は対象外

電子保証の仕組み

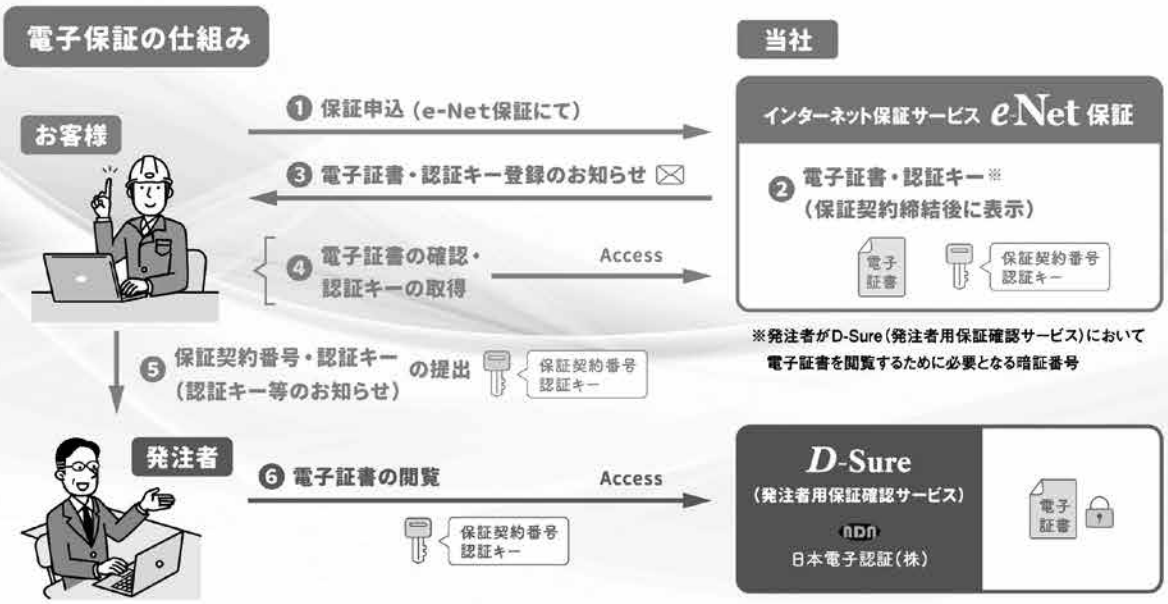

西日本建設業保証株式会社 https://www.wjcs.net/ 西日本建設業保証 検索

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

① 安全衛生用品の頒布
② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
③ 安全衛生推進者表彰　等

公益財団法人
建設業福祉共済団
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関：（一社）沖縄県建設業協会
〒901-2131 浦添市牧港5-6-8
Tel. 098-876-5211 Fax. 098-870-4565

契約者と業界の発展のために　http://www.kyousaidan.or.jp/　建設共済保険　検索

沖縄県建設業協会 会員の皆さまへ

一般社団法人 沖縄県建設業協会 会員限定

工事総合補償制度

低廉な掛金で工事のリスクから総合的にお守りします。ぜひご加入を検討ください。

お支払する事故の例（主な補償内容）

第三者賠償補償

ビル建設工事中に足場が外れて建築現場から資材が落下し、通行人にけがを負わせた。

スプリンクラー設置の欠陥により漏水が発生し、室内が水浸しとなった。

工事補償（土木・建築・組立）

集中豪雨による増水で河川工事中の護岸部分が流出した。

台風により建設中の建物が崩壊した。

- 特色❶ 会員向け団体契約保険であり**各種保険を個別で加入するよりも保険料が割安**
- 特色❷ 建設業における**賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償**
- 特色❸ 年間に行う工事を包括的に保険の対象とすることができるため**保険の加入忘れを防止**
- 特色❹ 保険料は**全額損金処理**することが可能

従来の保険契約

ご契約手続きが保険ごとに必要

- 請負業者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険
- 施設所有者賠償責任保険
- その他賠償責任保険
- 建築工事保険
- 組立工事保険
- 土木工事保険

モレやダブりはありませんか？

保険の見直し、しませんか？

さらに

工事総合補償制度

（沖縄県建設業協会会員限定）

補償の重複がない！

賠償責任に関する補償

工事に関する補償

スッキリ！ご契約手続きを一本化！

工事総合補償制度では、「第三者賠償補償」に

「沖縄県建設業協会独自の見舞金制度」

がセットされ、充実した内容となっています。

第三者賠償補償 ＋ 見舞金制度 ▶

労災見舞金	加入者が施工する請負工事において、被用者が業務上の事由により死亡した場合の見舞金
災害見舞金	加入者の所有する事務用建物が災害により半壊以上の損害を被った場合の見舞金

◆この広告は制度の概要を示したものであり、ご契約の際には必ず「重要事項説明書」および「パンフレット」をご覧ください。
◆詳細つきましては一般社団法人 沖縄県建設業協会または制度幹事代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先 （損害保険・見舞金制度運営団体）

一般社団法人 沖縄県建設業協会 検索

〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8
TEL.098-876-5211 FAX.098-870-4565

制度幹事代理店

大同火災ビジネスパートナーズ株式会社

〒900-0033 沖縄県那覇市久米2-2-20
TEL.098-869-1503 FAX.098-869-1502

引受保険会社

大同火災海上保険株式会社

〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1-12-1
TEL.098-867-1161 FAX.098-860-7061

安全は
急がず焦らず怠らず
阿部 華也子
全国安全週間
2022年7月1日▶7日
準備期間 6月1日▶30日
建設業労働災害防止協会